○総務省告示第六十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成三十年二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

1　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　秋田県秋田市浜田字大森山29―7　(136.60) (2)　秋田県由利本荘市石脇字東山2―2　(176.00)	北緯39度39分48秒東経140度04分31秒の地点と北緯39度37分22秒東経140度04分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度37分12秒東経140度04分13秒の地点と北緯39度30分48秒東経140度03分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度30分38秒東経140度03分29秒の地点と北緯39度27分02秒東経140度03分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度26分52秒東経140度03分04秒の地点と北緯39度25分51秒東経140度02分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度25分44秒東経140度02分57秒の地点と北緯39度24分46秒東経140度02分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　栃木県宇都宮市塙田5―1―1　(201.40) (2)　栃木県宇都宮市中央3―1―2　(172.60)	北緯36度34分13秒東経139度53分09秒の地点と北緯36度33分25秒東経139度53分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　山形県新庄市金沢字中村1279―1　(131.00) (2)　山形県新庄市大字鳥越字八幡沢水上国有林2077林班か小班　(876.20)	北緯38度45分33秒東経140度18分36秒の地点と北緯38度46分46秒東経140度23分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　青森県八戸市大字堤町11―2　(66.60) (2)　青森県三戸郡五戸町大字切谷内字大久木沢38―5　(186.00)	北緯40度30分37秒東経141度29分12秒の地点と北緯40度31分29秒東経141度23分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　神奈川県足柄上郡松田町松田惣領818　(114.97) (2)　神奈川県南足柄市三竹2　(117.90)	北緯35度20分50秒東経139度08分43秒の地点と北緯35度17分54秒東経139度07分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　茨城県猿島郡境町大字大歩字苅豆東1292　(86.00) (2)　埼玉県白岡市上野田1501　(101.70)	北緯36度06分23秒東経139度49分55秒の地点と北緯36度01分33秒東経139度41分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　埼玉県上尾市大字上尾下字長橋731　(119.00) (2)　埼玉県白岡市上野田1501　(101.70)	北緯35度58分09秒東経139度36分40秒の地点と北緯36度01分33秒東経139度41分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　愛知県半田市岩滑西町3―15―1　(101.50) (2)　愛知県知多市北浜町23　(179.40)	北緯34度54分25秒東経136度54分28秒の地点と北緯34度59分11秒東経136度50分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　岐阜県本巣市政田1675―2　(81.20) (2)　岐阜県山県市柿野字北山1791―23　(913.00)	北緯35度25分35秒東経136度38分43秒の地点と北緯35度27分02秒東経136度39分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　愛知県名古屋市中区千代田2―12―14　(154.30) (2)　愛知県名古屋市港区大江町3　(108.20)	北緯35度09分31秒東経136度54分55秒の地点と北緯35度05分23秒東経136度53分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　愛知県岡崎市戸崎町字大道東7　(92.80) (2)　愛知県額田郡幸田町大字大草字長来寺　(136.00)	北緯34度56分19秒東経137度09分44秒の地点と北緯34度54分30秒東経137度10分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　愛媛県八幡浜市布喜川丁117―4　(454.50) (2)　愛媛県西宇和郡伊方町大久字ムカイ944　(27.35)	北緯33度25分36秒東経132度25分38秒の地点と北緯33度24分54秒東経132度12分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度24分54秒東経132度12分07秒の地点と北緯33度24分54秒東経132度12分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度24分54秒東経132度12分00秒の地点と北緯33度24分54秒東経132度11分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　高知県高岡郡佐川町東組ヤブガトヲ2124―51　(683.40) (2)　高知県須崎市池ノ内字中居奥953―3　(109.00)	北緯33度27分36秒東経133度18分27秒の地点と北緯33度27分30秒東経133度18分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度27分26秒東経133度18分21秒の地点と北緯33度23分41秒東経133度16分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　高知県須崎市池ノ内字スワガ谷1315―8　(44.50) (2)　高知県須崎市池ノ内字中居奥953―3　(109.00)	北緯33度23分59秒東経133度16分43秒の地点と北緯33度23分42秒東経133度16分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　愛媛県大洲市戒川字ドヲド乙657―3　(968.30) (2)　愛媛県大洲市若宮535―1　(39.40)	北緯33度36分16秒東経132度33分24秒の地点と北緯33度31分08秒東経132度32分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域